

介護保険事業計画 体系組換え表

①既計画の体系	②国	③三重県 関連計画	④関連計画	新計画の体系骨子(案)		
				⑤新計画立案に向けた課題	⑥基本目標	⑦取組み 重点については下線
<p>基本目標1 地域包括ケアを実現するために ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～</p> <p>①高齢者の尊厳の保持 ②総合相談と情報提供の充実 ③介護予防の推進 ④生活支援サービスの充実 ⑤在宅療養生活の支援 ⑥認知症施策の推進 ⑦住まいの確保</p> <p>基本目標2 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～</p> <p>①サービス提供基盤の整備 ②介護保険サービスの給付見込み ③事業量の見込みと保険料の設定</p> <p>基本目標3 サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～</p> <p>①低所得者への配慮 ②介護給付の適正化 ③事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進 ④事業の推進体制</p>	<p>全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 H29.3.10 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案のポイント</p> <p>I 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)</p> <p>2 医療・介護の連携等の推進(介護保険法、医療法)</p> <p>①新たな介護施設の創設 ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備</p> <p>3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)</p> <p>・市町村による地域住民と行政等との協働による包括支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化</p> <p>・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たにサービスを位置づける</p> <p>II 介護保険制度の持続可能性の確保</p> <p>4 2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)</p> <p>5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)</p> <p>・高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を確保することが必要。</p> <p>・認知症施策に関する介護保険法改正案等について、「新オレンジプラン」にて、認知症への理解を深めるための地域の普及や啓発、認知症の人の介護者への支援の推進、認知症及びその家族の意向の尊重の配慮を基本的な考え方としている。</p> <p>・介護離職者ゼロの実現に向けて、在宅サービスや施設サービスの充実や介護人材の確保とともに、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等のニーズを把握し、各保険者において、第7期計画に反映していくことが必要である。</p> <p>「健康日本21(第2次)」</p> <p>・「健康日本21(第2次)」の指標では、平成34年度までに「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を目指すとともに、健康格差の縮小では、策定時の平成22年の健康寿命で男性2.79年、女性2.95年の差がある「都道府県格差の縮小」を目標としている。</p>	<p>みえ高齢者元気・かがやきプラン (第6期三重県介護保険事業支援計画及び第7次三重県高齢者福祉計画)</p> <p>1 介護サービス基盤の整備</p> <p>(1)在宅サービス (2)短期入所サービス (3)地域密着型サービス (4)特別養護老人ホーム (5)介護老人保健施設 (6)介護療養型医療施設 (7)個室ユニット化の推進</p> <p>2 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(1)在宅医療 (2)医療連携</p> <p>3 認知症施策の推進</p> <p>(1)認知症の早期診断・早期対応の実現 -1 認知症に対する理解の促進と相談体制の充実 -2 医療・介護サービスの充実 (2)認知症の人を支える地域づくり</p> <p>4 介護予防・生活支援サービスの推進</p> <p>(1)健康づくり (2)介護予防 -1 新しい総合事業 -2 新しい介護予防事業 (3)生活支援 -1 生活支援コーディネーターの養成 -2 住民主体の支援活動の推進</p> <p>5 高齢者に相応しい住まいの確保</p> <p>(1)養護老人ホーム (2)軽費老人ホーム (3)有料老人ホーム (4)サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>6 高齢者の安心確保・生きがい対策の推進</p> <p>(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)高齢者の見守りネットワーク (3)地域ケア会議 (4)高齢者の権利擁護 (5)高齢者の虐待防止への対応 -1 高齢者虐待の未然防止への取組 -2 高齢者の虐待への対応 (6)高齢者の健康・生きがいづくり (7)老人クラブ活動支援 (8)消費者保護 (9)交通安全 (10)雇用確保 (11)ユニバーサルデザイン (12)防災対策</p> <p>7 介護・福祉人材の安定的な確保</p> <p>(1)福祉人材確保 (2)介護職員の養成 (3)介護支援専門員の資質向上 (4)介護施設等職員の資質向上</p> <p>8 介護保険制度の円滑な運営</p> <p>(1)介護給付費の負担 (2)地域支援事業の費用負担 (3)介護保険財政安定化制度 (4)低所得者対策 (5)介護保険審査会 (6)要介護(要支援)認定制度 (7)介護サービス情報の公表制度</p> <p>9 介護給付適正化の推進</p> <p>(1)総論 (2)介護サービス事業者等への指導・監査 (3)介護サービスに関する苦情への対応 (4)市町が行う適正化事業の広域支援</p>	<p>鈴鹿市高齢者福祉計画</p> <p>I 地域包括ケア体制の確立</p> <p>1 地域ケア会議の活用による連携強化 2 地域包括支援センターの機能強化 3 社会資源を活用した支援体制づくり</p> <p>II 生活支援・介護予防の推進</p> <p>1 高齢者の社会参加を目指した支援体制づくり 2 介護予防事業の充実 3 生活支援サービスの充実 4 高齢者福祉施策の充実</p> <p>III 認知症ケアと高齢者の尊厳を守るための支援の充実</p> <p>1 認知症ケアパスの活用 2 認知症の早期発見・初期支援 3 地域で認知症高齢者を支えるための体制づくり 4 尊厳を守るための施策の充実</p> <p>IV 医療と介護の連携</p> <p>1 在宅療養生活への支援 2 住民意識向上・広報・啓発</p> <p>V 住まいの確保</p> <p>1 老人福祉施設の基盤整備 2 高齢者向け居住サービスの基盤整備 3 居住環境の整備</p> <p>VI 安心・安全の体制づくり</p> <p>1 防災対策の推進 2 防犯・交通安全・消費者保護 VII 計画の推進にあたって</p> <p>1 計画推進のための連携</p> <p>亀山市高齢者福祉計画</p> <p>1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</p> <p>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</p> <p>2 福祉と医療の連携強化</p> <p>(1)在宅医療の推進(訪問看護・リハビリ等の充実強化) (2)認知症高齢者への支援の充実</p> <p>3 多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援</p> <p>(1)生活支援サービスの確保(見守り、配食など) (2)財産管理などの権利擁護</p> <p>4 介護予防の推進</p> <p>(1)要介護状態とならないための予防の取り組み (2)自立支援に資する介護の推進</p> <p>5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備</p> <p>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</p> <p>6 高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</p> <p>(1)高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</p>	<p>国や県等からの方向性</p> <p>・重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、『住まい』『医療』『介護』『予防』『生活支援』が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進。</p> <p>・団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、慢性期医療や介護のニーズが飛躍的に高まると予測される中、医療と介護の一体的な提供の推進</p> <p>見直しに向けた課題 (アンケート調査、事業進捗等より)</p> <p>・地域包括支援センターに望むこととして、より身近に相談できる総合相談窓口についてのニーズが高くなっており、高齢者が安心して地域に暮らせる体制づくりとして、地域包括支援センターの機能強化が必要。</p> <p>・運動器、閉じこもりのリスク該当者、加齢とともに増加傾向となっている。今後急増する高齢者に対し、生活機能が低下する以前の健康な時から、生活習慣病の予防、運動機能の改善等介護予防に努め、心身の健康状態の改善を図ることが必要。</p> <p>・地域活動や生活支援の担い手として参加意向が高くなっている。高齢者が支えられる側だけでなく支える側として社会に参画し、新たな担い手として活躍できる仕組みづくりを進めることが必要。情報提供の充実や、多様な趣味・趣向に応じたサロン活動の活性化につなげることが必要。</p> <p>・高齢者が増加する中、認知症高齢者の急増が予測されている。介護者からも認知症状態への対応が求められており、認知症対策の強化およびサービスの充実が必要。</p> <p>・高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要。在宅で専門的な医療を受けられる、地域の介護・医療の関係機関の連携体制の強化が必要。また、地域密着型サービス等の在宅生活を支えるサービス提供体制の確保が必要。</p> <p>・介護離職や高齢者虐待が社会的問題となるなか、地域の相互の支え合いや、介護者の不安解消、介護離職とならないよう効果的なサービス提供、在宅介護に対する支援の充実をはかることが必要。</p>	<p>基本目標1 地域包括ケアを実現するために ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～</p> <p>①高齢者の尊厳の保持 (<u>成年後見制度の利用促進</u>) ②総合相談と情報提供の充実 (<u>包括支援センターの機能強化(個別ケア会議の促進、人材育成)</u>) ③<u>介護予防・生活支援サービスの推進</u> (<u>介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けた場づくり・人づくり、多様な生活支援サービスの提供促進</u>) ④在宅療養生活の支援 (<u>情報共有の仕組みづくり</u>) ⑤認知症施策の推進 (<u>認知症サポーターによる見守り支援、認知症地域支援推進員の充実</u>) ⑥住まいの確保 ⑦介護者への支援 (<u>介護離職防止を踏まえた支援、サービス提供</u>)</p> <p>基本目標2 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～</p> <p>①サービス提供基盤の整備(地域密着型サービスの確保) ②介護保険サービスの給付見込み ③事業量の見込みと保険料の設定</p> <p>基本目標3 サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～</p> <p>①低所得者への配慮 ②介護給付の適正化 ③事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進 ④事業の推進体制</p>	